

沖縄労働局発表
平成27年8月13日

担当	沖縄労働局 雇用均等室長	松野市子
	地方育児・介護 休業指導官	江畑 泉
電話 (098) 868-4380		

沖縄県内初「プラチナくるみん認定企業」第1号！ — オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社 8月21日(金)「認定授与式」—

沖縄労働局(局長 待鳥浩二)は、改正次世代育成支援対策推進法(以下「改正次世代法」)に基づく特例認定(通称: プラチナくるみん認定)企業として、沖縄県内では初めて オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社 を認定しましたので、公表します。

プラチナくるみん認定制度は、今年4月1日に施行された改正次世代法によって新たに創設され、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が認定を受けられる制度です。

また、株式会社プロトデータセンターを県内13番目となる「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)しました。認定授与式を8月21日(金)14時から実施する予定です。

1 プラチナくるみん認定企業

■第1号 「オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社」

(所在地:那覇市 労働者数:658人)

【認定のポイント】(取組事項 資料1)

- 計画期間中の育児休業取得率が女性は100%、男性は55%と高い。
- 育児休業等を取得した女性が復職しやすいように「オリックス Mom in Okinawa 説明会」を開催。
- 出産した女性の継続就業率が95%に達している、など特例認定基準11項目を満たした。



2 くるみん認定企業

■平成27年第2号(通算13社目) 「株式会社プロトデータセンター」

(所在地:宜野湾市 労働者数:653人)

【認定のポイント】(取組事項 資料2)

- 妊娠中や出産後の女性へ個別面談を実施。希望調査シートを活用し相談を受けるほか、社屋に近い駐車場の確保など、細かな配慮を行っている。
- 計画期間中の女性の育児休業取得率が95%、男性は2名取得。



3 「認定授与式」の実施について

■ 下記の日程で行います。(資料3)

1 日時 : 平成27年8月21日(金) 午後 2時~

2 場所 : 沖縄労働局 2階中会議室 (那覇市おもろまち2-1-1)

3 内容 : 認定通知書、次世代認定マーク授与 等

4 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出状況について(平成27年7月末現在)

次世代法により、101人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出るとともに、その内容を公表し、従業員へ周知することが義務付けられています。

■ 平成27年7月末の「一般事業主行動計画」届出状況は下記のとおりです。

301人以上の企業は96%、101~300人の企業は97%が届け出ています。

企業規模 (常用雇用労働者数)	届出企業数	企業数 (雇用均等室把握)	届出率
301人以上	94社	98社	96%
101人以上300人以下	254社	263社	97%
100人以下	129社	—	—
合 計	477社	—	—

* 次世代法に基づく認定とは

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての計画期間、目標、目標達成のための対策を定めるものです。(次世代法:参考1)

行動計画を策定・届出し、一定の認定基準を満たすと認定を受けることができます。平成27年4月1日施行の改正法では、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する特例認定(プラチナくるみん)制度が創設されました。(認定基準:参考2、改正次世代法について:参考3)

* 認定のメリットは

「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を自社の商品、名刺、広告、求人広告などにつけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。また、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置(くるみん税制)を受けることができます。

◆ くるみん税制について ◆

平成30年3月31日までにくるみん認定を受けた企業は認定を受けた事業年度1年間、プラチナくるみん認定を受けた企業は3年間、次世代育成支援に資する資産であって、一般事業主行動計画に記載された資産(器具備品、車両運搬具、建物及びその附属施設)について、普通償却限度額の最大32%の割増償却を受けられる制度です。

添付資料

- 資料1 プラチナくるみん認定企業の取り組み オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社
- 資料2 くるみん認定企業の取り組み 株式会社プロトデータセンター
- 資料3 沖縄県内認定企業名簿
- 資料4 認定授与式次第

- 参考1 「次世代育成支援対策推進法(抄)」
- 参考2 「プラチナくるみん認定基準」「くるみん認定基準」
- 参考3 「くるみん認定 プラチナくるみん認定」(リーフレット)
- 参考4 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長
及び拡充(所得税、法人税)

オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社

所在地：沖縄県那覇市

事業内容：事務センター、コンタクトセンター

労働者数：658名（男70名、女588名）



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日

(2) 行動計画の内容

- ①平成27年3月31日までに男性社員が1人以上育児休職を取得する
- ②育児に対する社内理解向上のための施策実施
- ③ノーカジヤードーの実施を推進する 所定外労働時間削減の措置の実施
- ④育児休業等を取得した女性が就業を継続し、活躍できるようキャリア形成の支援の実施

2 目標に対する取組結果

- ①男性取得者の経験談やアンケート等をPRし取得促進した結果、6人が取得。
- ②育児関連の制度や手続きを社内インターネットに掲示し、管理職説明会を実施。
- ③管理職への働きかけ、ヒアリングやモニタリングを継続して行い残業削減目標を達成。
- ④育児休業取得中の従業員を対象に、「オリックス Mom in Okinawa 説明会」を開催。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 育児休業者6名（配偶者が出産した男性労働者11名。育児休業取得率55%）

女性 育児休業者102名（出産した女性労働者102名。育児休業取得率100%）

4 その他の特例認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校就学前の子を対象とする育児短時間勤務制度を実施

(2) 所定外労働削減等の措置（特例認定基準8）

①所定外労働削減措置

労働者1人当たりの売上高を増加させた一方で残業削減目標を達成し生産性を向上させた。

②年次有給休暇取得促進措置

1週間の連続した夏季休暇取得を社内へ周知

③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

社内に働き方多様化プロジェクトを発足し、在宅勤務制度などの導入を検討、試行中。

(3) 出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 95%

(4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準10）

「オリックス Mom in Okinawa 説明会」を開催し、会社の現状説明、復職後のキャリア形成、育児に関する労務関係などについて不安解消に努めた。

株式会社プロトデータセンター

所在地：沖縄県宜野湾市

事業内容：情報処理サービス業

労働者数：653名（男292名、女361名）



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日

(2) 行動計画の内容

- ①妊娠中及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置
- ②次世代育成に関する諸制度の周知徹底

2 目標に対する取組結果

- ①妊娠中及び出産後の女性へ相談窓口が個別面談を実施し社内制度や手続きを説明。希望調査シートに本人の希望を記入してもらい、休業中の引継ぎや配慮してほしいことへ対応。体調不良の際は社屋に近い駐車場を確保。出産後は現場責任者と面談して復職への不安等を事前に解消。
- ②法改正時に給与封筒へ制度周知文を同封するほか、社内メール・朝礼等で周知。

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 育児休業者2名

女性 育児休業者53名（出産した女性労働者56名。育児休業取得率95%）

4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置（認定基準7）

小学校就学前の子を対象とする育児短時間勤務制度を実施

(2) 所定外労働削減等の措置（認定基準8）

①所定外労働削減措置

削減へ向けた取組を労使間で毎月話し合い、抑制目標を掲げて1人1人の残業時間数を所属長及び本人へ毎日メール配信し、抑制目標より多く残業している者へ注意喚起させる。

②年次有給休暇取得促進措置

シフト提出後の直前の年次有給休暇取得申請を認める通達を発出し、取得率が向上するよう取り組んだ結果、取得率が8割まで向上した。

「次世代法に基づく認定授与式」次第

1 日時 平成27年8月21日（金）午後2時～3時

2 場所 沖縄労働局 2階 中会議室
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階)

3 内容

- ・認定通知書、次世代認定マーク授与 等

【特例認定（プラチナくるみん）企業】

オリックス・ビジネスセンター沖縄株式会社

- ・所在地 那覇市
- ・代表者 取締役社長 片平 聰

【認定（くるみん）企業】

株式会社プロトデータセンター

- ・所在地 宜野湾市
- ・代表者 代表取締役 白木 享

担当：沖縄労働局 雇用均等室
電話：098-868-4380

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出よう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
 - 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。
- 第12条の2** 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第13条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第14 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第15 条の2 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第15 条の3 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第15 条の4 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

くるみん認定基準

(注：一般事業主行動計画の計画期間がH27.3.31までに始まった場合の旧認定基準)

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。

<従業員300人以下の企業の特例>

ただし、当該計画期間においてその雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがいない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。）にあっては、次のいずれかに該当すれば足りること。

- ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
- ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 当該計画の開始3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いれば足りること。

- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。

<従業員300人以下の企業の特例>

ただし、当該計画期間において、育児休業取得率が70%未満である中小事業主にあっては、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業取得率が70%以上であれば足りること。

- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。

※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までに措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。

※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下ののような措置をいいます。

フレックスタイム制度／始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ／事業所内保育施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供与

- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

プラチナくるみん認定基準

1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。

5 計画期間において、男性労働者の中、

①配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上

②配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者1人以上のいずれかを満たすこと。

＜従業員300人以下の企業の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度の利用者がいない場合（上記5の①又は②を満たさない場合）でも、改正くるみん認定の5の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。

6～7 改正くるみん認定基準6・7. と同一。

8 改正くるみん認定基準の8の①～③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、

(1) 計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下

(2) 計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと
のいずれかを満たすこと。

9 計画期間において、

①子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上

②子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上

のいずれかを満たすこと。

＜従業員300人以下の企業の特例＞

上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

10 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。

11 改正くるみん認定基準9と同一

くるみん認定 プラチナくるみん認定

の認定基準・認定マークが決定しました！

はじめて！
プラチナくるみんです。
12色のマント*があるよ！
平成27年4月1日から
よろしくね！
愛称：プラチナくるみん

プラチナくるみん



こんにちは！くるみんです。
企業のみなさまの取組状況が
より分かりやすくなるよう
平成27年4月1日から
新しく生まれ変わります！
愛称：くるみん

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から新しくプラチナくるみん認定制度が始まります！
- プラチナくるみん認定と新しいくるみん認定の基準が決まりました！
- プラチナくるみんマークが決まり、くるみんマークが新しくなりました！
- プラチナくるみん認定を受けた企業に公表していただく事項についても、併せてお知らせします！

*プラチナくるみんのマントの色は、ピンク色、だいだい色、黄色、緑色、青色、紫色又はこれらの淡色の12種類からお選びいただけます。



厚生労働省 雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室

次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは?

次世代法は、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定することとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん(特例)認定が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、くるみん認定基準を見直すとともに、プラチナくるみん認定基準を創設しました。(次頁に認定基準一覧を掲載しています。)

プラチナくるみん(特例)認定制度とは?

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみなさまを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度として、平成27年4月1日から始まります。プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみなさまが申請・取得できます。

- 行動計画策定義務あり



- 行動計画策定義務なし
- 毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表

プラチナくるみん認定を取得した企業は、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に以下の事項を公表いただく必要があります。

1～6の事項を
公表してね!



- ① 男性の育児休業等取得に関する事項
- ② 女性の育児休業等取得に関する事項
- ③ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ④ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関して講じている措置の内容
- ⑤ 女性の継続就業に関する事項
- ⑥ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組として、女性労働者の能力向上やキャリア形成のための支援などの取組内容、その実施状況

「両立支援のひろば」 ▶URL : <http://www.ryouritsu.jp/> (ウェブサイト名は変更の可能性があります)

